平成２３年（フ）第１８２２号
福岡市東区奈多１丁目９番25―201号
債務者　大木　資幸
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２７号
福岡市中央区今川２丁目３番16号
債務者　渡邉　正則
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３１号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原895番地３
債務者　宮本小夜子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４０号
福岡市中央区警固１丁目１番７号
債務者　副島　昭彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５３号
福岡市西区内浜１丁目６番５―505号
債務者　沖　　政俊
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８５４号
福岡市西区内浜１丁目６番５―505号
債務者　沖　　絹江
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６５号
福岡市西区周船寺２丁目１番25―407号
債務者　松嶋　　薫（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７４号
福岡県糸島市二丈深江847番地７
債務者　中尾　秀雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９３号
福岡市東区雁の巣１丁目３番７―202号
債務者　稲富　憲正
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９４号
福岡市南区大橋２丁目29番８―606号
債務者　松井　由美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９９号
福岡市城南区宝台団地15番504号
債務者　加藤　　亮
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９００号
福岡市城南区宝台団地15番504号
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０１号
福岡市東区松香台１丁目22番44―401号
債務者　木原山麻記
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０７号
福岡県糸島市高田５丁目７番12―504号
債務者　平信　文子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１１号
福岡市西区壱岐団地31番401号
債務者　松本　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１２号
福岡市中央区小笹４丁目13番42―306号
債務者　末松　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４９号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目２番15号　義美荘103号
債務者　武井　利惠
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５５号
福岡県太宰府市御笠２丁目５番１号
債務者　藤井　壽男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８７号
福岡市西区上山門１丁目15番１―102号
債務者　冨永　理恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部